

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設の「協定避難用部分」又は「避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）」</p> <p>・ 特例措置の内容 対象となる避難施設又は償却資産に係る固定資産税の課税標準について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する。</p> <p>【拡充要望の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる避難施設に指定避難施設を追加 ・ 対象となる償却資産に防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備を追加 <p>【延長要望の内容】</p> <p>適用期限を3年間延長</p>	
関係条文	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第31項及び第32項</p> <p>地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条第35項</p> <p>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条第55項</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項、第60条第1項、第61条第1項及び第62条</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲0.0 (▲0.0) [平年度] ▲34.4 (▲4.2)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保を促進するため、沿岸部の建築物の屋上階等について避難・備蓄用スペースの数を増やすとともに、屋上部分等への迅速な誘導や緊急時における鍵の自動解錠、必要な物資の備蓄等のため、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備）の整備を促進することが本特例措置の目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性 高台までの避難に相当の時間を要する平野部や背後に避難に適さない急峻な地形が迫る集落等では、津波からの避難場所を確保することが容易ではない。また、津波発生から沿岸に津波が到達するまでの時間的余裕が極めて少なく、避難のための十分な時間を確保できない地域もあることから、緊急的・一時的な避難施設を確保する必要がある。</p> <p>法第56条及び法第60条により、津波に対して安全な構造であり、法に規定する基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等が配置される施設について、市町村が津波避難施設として指定又は当該施設所有者等と市町村が管理協定を締結（以下、「管理協定締結等」とする）することにより、当該施設を市町村が開放させ、又は管理することを規定しており、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保の促進を図ることとしている。しかしながら、管理協定締結等は当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながることから、本税制優遇措置により施設所有者等の負担軽減を図ることによって、管理協定締結等及び避難の用に供するもの（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備）の整備を促進し、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
ページ		9 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定） 第2章2. 重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 2-1 切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの低減</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月） 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する に包含</p> <p>○内閣府政策評価基本計画 （平成26年4月1日内閣総理大臣決定、平成29年3月24日最終変更） 政策目標9. 防災対策の推進 施策目標④ 地震対策等の推進</p>
	政策の達成目標	津波災害警戒区域における民間施設について、管理協定締結等を行うことにより、津波発生時に、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	津波災害警戒区域における民間施設について、管理協定締結等を行うことにより、津波発生時に、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保が図られることを目標とする。
政策目標の達成状況	管理協定締結等を実施している施設数：0（平成29年3月末時点） ※なお、管理協定等の前提となる津波災害警戒区域は、平成29年3月時点で6府県にて指定済み。また、津波災害警戒区域の前提となる津波浸水想定は、平成29年3月時点で30府県が設定済。	
有効性	要望の措置の適用見込み	管理協定締結等見込み施設数：102 平成30年度1件、平成31年度34件、平成32年度67件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	管理協定締結等は、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的には行われにくいものである。本税制優遇措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、管理協定締結等を促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	津波災害警戒区域内における避難施設は、津波被害軽減という公益的性格を有するものである。仮に公共（国・地方公共団体）が避難施設を建設する場合、建設費等を始め事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。 一方、民間の商業施設やマンション等の避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分）について、管理協定締結等により避難施設を確保する場合、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担を削減することが可能となる。また、誘導灯等は、円滑かつ迅速な避難の確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって導入が促進され、津波発生時の円滑かつ迅速な避難が可能となる。したがって、本特例措置は妥当な措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度～平成 28 年度：0 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額（課税標準（固定資産の価格）） H27 年度：0 千円 H28 年度：0 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>管理協定締結等は、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的には締結されにくいものである。 本税制優遇措置により施設所有者等の負担軽減を図ることにより、管理協定締結等を促進する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>津波災害警戒区域における津波避難施設について、市町村等と当該施設所有者等と管理協定を締結し、当該施設の避難用部分を市町村が管理することにより、津波発生時の津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保が図られることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>管理協定締結は、津波災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難の確保の促進に大きな効果があるものの、当該施設所有者等の施設の使用の制限につながるため、積極的には締結されにくいものであるため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 平成 24 年度 延長 平成 27 年度</p>